

（協定に関する日本国外務大臣とアメリカ合衆国國務長官との間の書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、次のことを閣下に通報する光栄を有します。

1 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第一条の規定に基づいて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、当該会計年度の前年度に先立つ三会計年度における年平均労働者数の平均（二万三千五十五人（以下「上限労働者数」という。）を限度とする。）をもって算定をする方針を有する。ただし、いずれかの会計年度における年平均労働者数に關し、当該会計年度の前年度に先立つ三会計年度における年平均労働者数の平均との比較において相当の増減が見込まれる場合には、上限労働者数の範囲内で、当該会計年度の概算要求額算定上の年平均労働者数の調整を行う可能性は排除されない。

2 a 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第二条の規定に基づいて日本国が負担する経費の日

本国の各会計年度のための概算要求額については、当該会計年度の前年度に先立つ三会計年度における平均年間調達量（協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料についてそれぞれ i から vii までに定める調達量（以下「上限調達量」という。）を限度とする。）をもって算定をする方針を有する。

ただし、特定の施設及び区域における年間調達量に関し、当該会計年度の前年度に先立つ三会計年度における平均年間調達量との比較において相当の増減が当該会計年度以降長期的に見込まれる場合には、当該会計年度の概算要求額算定上の全体の年間調達量が上限調達量を超えない範囲内で、当該会計年度の概算要求額算定上の年間調達量の調整を行う可能性は排除されない。

- | | | |
|-----|-----|----------------------|
| i | 電気 | 十一億千五百九十四万二千キロワットアワー |
| ii | ガス | 三十二万七千立方メートル |
| iii | 水道 | 千七百二十四万八千立方メートル |
| iv | 下水道 | 千百三十一万五千立方メートル |
| v | 軽油 | 十二万四千五百七十六キロリットル |

vi 灯油 三千三十八キロリットル

vii プロパンガス 二十二万四千立方メートル

b 前記 a にいう日本国の各会計年度の前年度に先立つ三会計年度における平均年間調達量に関し、日本国政府は、当該平均年間調達量に、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の住宅であつて、施設及び区域の外側にあるものための平均年間調達量を算入しない方針を有する。

c 日本国政府は、協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料の調達契約の状況を常時把握することができるよう、合衆国政府から現行契約の内容の通知を受け、また、契約の変更若しくは廃止又は新たな契約の締結が行われるときは事前にその内容の通知を受けることを希望するとともに、必要に応じ、随時協議を行うことを要請する意向を有する。

3 協定第五条の規定の運用上、日本国政府は、協定第三条の規定に基づいて日本国が負担する経費の日本国の各会計年度のための概算要求額については、合衆国政府により提出される本件経費見積りを考慮して算定をする方針を有する。

4 本件経費負担の適正な執行を確保するため、両国政府は、協定第六条の規定により協議することができ

ることが確認される。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千年九月十一日にニュー・ヨークで

日本国外務大臣 河野洋平

アメリカ合衆国

国務長官 マデレーン・コルベル・オルブライト閣下

(米 国 側 書 簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定（以下「協定」という。）に関する本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有するとともに、次のことを閣下に通報する光栄を有します。

1 合衆国政府は、閣下の書簡1、2 a及びb並びに3において表明された日本国政府の方針に異議を有しない。

2 合衆国政府は、日本国政府が協定第二条に規定する電気、ガス、水道、下水道及び燃料の調達契約の状況を常時把握することができるよう、日本国政府に対し、現行契約の内容を通知し、また、契約の変更若しくは廃止又は新たな契約の締結を行うときは事前にその内容を通知するとともに、日本国政府の要請に応じて協議を行う意向を有する。

3 本件経費負担の適正な執行を確保するため、両国政府は、協定第六条の規定により協議することができ
ることが確認される。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千年九月十一日にニュー・ヨークで

アメリカ合衆国

国務長官 マデレーン・コルベル・オルブライト

日本国外務大臣 河野洋平閣下